



各務原市政記者クラブ同時配布資料
岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年11月9日（木）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
岐阜地域環境室	環境保全係	今峰 充敏	直通 058-272-1920 FAX 058-278-3524

各務原市^{かわさきちょう}川崎町地内における土壤汚染について

川崎重工業株式会社が、各務原市川崎町地内の事業所の敷地において土壤を調査したところ、土壤汚染対策法の指定基準を超えるカドミウム、鉛が検出されたため、本日（11月9日）、川崎重工業株式会社から岐阜地域環境室に報告がありました。

なお、この調査は、川崎重工業株式会社が土壤汚染対策法に基づき実施したものです。

1 事業所の概要

- 名称：川崎重工業株式会社岐阜工場
- 所在地：各務原市川崎町1番地
- 敷地面積：727,029m²
- 事業概要：輸送用機械器具製造

2 調査の概要

- 調査対象：事業所の一部 約1,400m²
- 調査期間：令和5年8月～10月
- 調査結果の概要

土壤溶出量調査

項目	調査検体数	基準超過検体数	調査結果(mg/L)	土壤溶出量基準(mg/L)	基準超過倍率
カドミウム	20	1	0.0003 未満 ～0.0052	0.003 以下	1.7 倍
鉛	20	1	0.005 未満 ～0.015	0.01 以下	1.5 倍

土壤含有量調査

項目	調査検体数	基準超過検体数	調査結果(mg/kg)	土壤含有量基準(mg/kg)	最大基準超過倍率
鉛	20	2	5～300	150	2.0 倍

※その他の物質についても調査を実施していますが、基準超過はありません。

※敷地内の地下水調査では、地下水環境基準を超えるカドミウム、鉛は検出されていません。

3 汚染の原因

事業所では、カドミウム、鉛の使用履歴があり、操業により土壌汚染が生じた可能性も考えられますが、原因は不明です。

4 今後の対応

(1) 地下水調査について

土壌溶出量基準の超過地点から地下水の流向を考慮した半径80mの範囲内に井戸がないことを確認しているため、「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」に基づく周辺の地下水調査は実施しません。

(2) 土壌汚染対策法に基づく対応について

土壌汚染が判明した土地を土壌汚染対策法に基づく区域に指定するとともに、汚染土壌の適正な管理等を行うよう指導します。

【参 考】

1 物質の説明

【カドミウム】

カドミウムは常温で銀白色の柔らかい金属で、メッキの原料をはじめ、様々な用途に使われてきましたが、現在は、需要のほとんどはニッケル・カドミウム蓄電池が占めるようになっています。また、カドミウムは地殻の表層部には重量比で0.00005%存在するなど、自然界に広く分布し、ほとんどの食品に天然由来のカドミウムが多少なりとも含まれています。口から長期間にわたって取り込むと腎機能障害が生じることが知られています。

【鉛】

鉛は、比較的柔らかく加工が容易なため、古くから利用され、今日では主にバッテリーやはんだの原料として使用されています。以前は、ガソリンへの添加剤、水道管にも使用されていました。人体への蓄積性があるため、人の臓器や組織に通常でも存在し、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少及び腕や足の筋肉の虚弱などがあります。また、鉛は、地殻の表層部には重量比で0.0015%程度存在し、人為的な排出のほかに地質に起因するものが含まれています。

(参考：化学物質ファクトシート -2012年版- 環境省)

2 用語の説明

【土壌溶出量基準】

土壌に含まれる有害物質を、地下水等を経由して摂取することによるリスクを想定して設定した基準。

【土壌含有量基準】

土壌に含まれる有害物質を、経口又は皮膚より直接摂取することによるリスクを想定して設定した基準。